

新潟市水道創設 110 年のあゆみ

創設 近代水道の誕生

江戸時代～明治 43 (1910) 年

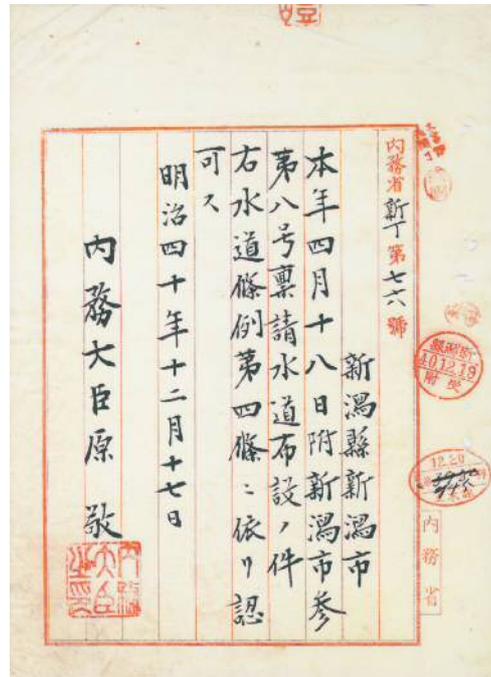
新潟市は、信濃川河口西岸の湊町として、古くから栄えてきました。

明治 20 (1887) 年、日本最初の近代水道が横浜に誕生し、本市でもコレラの流行や度重なる大火の発生から、水道布設を望む声が次第に高まってきました。このため、本市は明治 27 (1894) 年に内務省顧問技師の W.K.バルトンに、同 32 (1899) 年には同省技師の中島鋭治に、それぞれ水道建設の調査を委嘱しました。しかし、工事費が巨額なことから実現には至りませんでした。

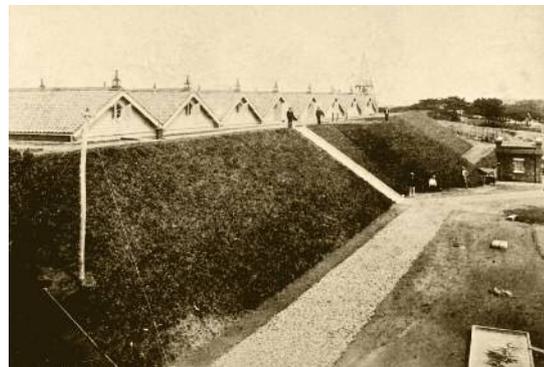
明治 33 (1900) 年、本市は上水道布設調査委員会を設置し、翌 34 年、あらためて内務省技師・土田鉄雄と新潟県技師・加藤与之吉に調査を委嘱しました。この土田・加藤両技師の計画案が本市創設水道の原型となります。その後、日露戦争が終わった翌年の明治 39 (1906) 年、国へ水道布設の認可申請を行い、翌 40 年に認可を得ました。

明治 41 (1908) 年、本市は水道部を設置し、創設工事の準備を整えたのち、南山配水所の用地で起工式を行いました。

工事は 2 年あまりの歳月をかけて完了し、明治 43 (1910) 年 10 月 1 日、関屋浄水所で喜びの通水式が行われました。こうして、全国で 19 番目の近代水道が新潟の地に誕生したのです。



●水道布設認可書



●南山配水所



●関屋浄水所のポンプ室



●市内配水線路図 (創設時)

成長 I 第 1 回・第 2 回拡張事業

大正 3 (1914) 年～昭和 26 (1951) 年

本市の給水量は、市勢の発展とともに伸び続けたため、大正 11 (1922) 年には水道拡張調査会を設置し、第 1 回拡張事業に向けて動き出します。昭和 3 (1928) 年に国から事業認可が下りて工事に着手。用地買収の難航はありましたが、工期はそれほど遅れることなく、昭和 6 (1931) 年に完了しました。この拡張事業で、寺地取水所と青山浄水所を新設するとともに、沼垂地区の共用栓給水を専用栓給水に切り替えました。

昭和に入ってから給水量は伸び続け、戦火を免れたことによる人口増加に伴う給水の需要に対して、夏場には長時間にわたる給水制限を行っていました。市民から拡張を望む声も上がりましたが、資金がなく思うに任せませんでした。ついには、昭和 23 (1948) 年に進駐軍新潟軍政部から拡張勧告を受けるに至り、万難を排して第 2 回拡張事業に踏み切りました。工事は昭和 26 (1951) 年に完了。青山浄水所に当時は珍しかった急速ろ過池を導入しました。



● 共用栓 (平成 26 (2014) 年に信濃川浄水場構内から水質管理センターへ移設)



● 青山浄水所の沈でん池と緩速ろ過池 (新設時)



● 第 1 回拡張事業完成の記念碑
(昭和 7 [1932] 年 2 月青山浄水場構内に建立)
「恵澤無窮」(恵みは果てしなく)

成長Ⅱ 水道事業の新たな一歩と第3回拡張事業

昭和27(1952)年～昭和39(1964)年

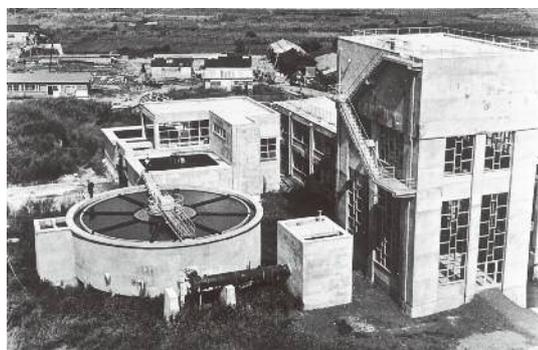
昭和27(1952)年は、本市水道事業にとって記念すべき年となりました。まず、同年3月に水道課が市役所庁舎の一室から川岸町2丁目の独自庁舎に移転します。そして、8月に地方公営企業法が公布され、10月、その全面適用を受けて水道課は水道局として生まれ変わりました。

昭和28(1953)年の町村合併促進法施行を機に、近隣町村との合併が相次ぎ、本市は目覚ましい発展を続けていました。当然、水需要の伸びも著しく、東新潟の管末地域で断水することがしばしばありました。水道局はこの事態を解消するため、昭和30(1955)年、信濃川右岸に鳥屋野浄水所を新設することを骨子とした第3回拡張事業計画を策定しました。同年に事業認可が下りると、工事は急ピッチで進められ、昭和32(1957)年に鳥屋野浄水所で一部給水を開始しました。その後、給水区域の拡大に対応するため、3回の計画変更を行いながら昭和38(1963)年に全工事を完了しました。

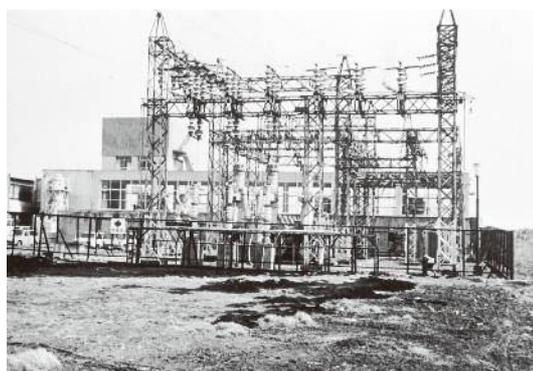
また、坂井輪、内野、赤塚など西南地区の宅地化に伴う水需要の増加には、青山浄水所増補改良事業で対応することとし、昭和35(1960)年に工事着手、同39(1964)年に完了しています。



●川岸町庁舎



●鳥屋野浄水所



●鳥屋野浄水所構内の変電所



●昭和31(1956)年の指定工事店(公認業者)制度の採用により、同年に実施された主任配管工試験

試練 新潟地震

昭和 39（1964）年～昭和 41（1966）年

昭和 39（1964）年 6 月 16 日、午後 1 時 2 分、本市はマグニチュード 7.5 の大地震に襲われました。地下埋設物である水道管は、総延長 470 km のうちの 68% が被害を受け、全市断水という非常事態に陥りました。

水道局は、関屋浄水所に応急給水本部を置き、施設の被害調査や給水車の手配に奔走しました。同日午後 9 時から運搬給水を開始し、未明までその作業は続けられました。

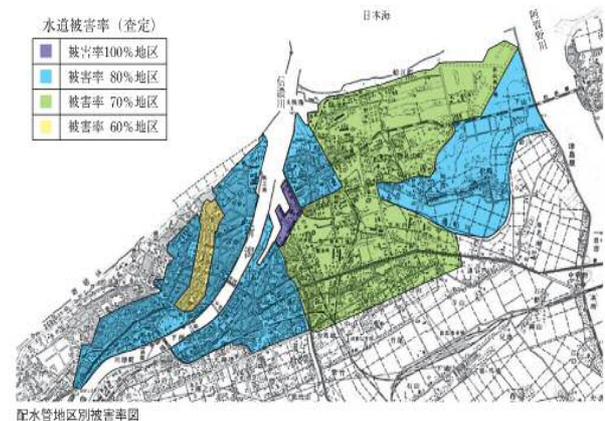
一方、政府は、地震発生と同時に新潟地震非常災害対策本部を設け、災害救助法の適用を決定しました。日本水道協会も、常任理事都市と連絡を取り合い、応援隊の派遣や復旧資材の手配を進めました。翌日以降は、自衛隊、東京都、名古屋市をはじめ各都市からの応援隊が続々と到着したことで、運搬給水を軌道に乗せることができました。

応急復旧は、当初、修理通水によって通水エリアを拡大していきましたが、激震地に入ると作業は難航し、6 月 25 日には仮設配水管と共用栓による通水に方針転換しました。こうして、西新潟は 7 月 15 日に、東新潟は同月 30 日に共用栓設置を終えました。その後、各戸給水工事が本格化し、9 月 15 日にはほぼ全市が各戸給水を回復しました。残った山の下地区は、水圧が低かったことから配水本管の布設を待つようやく給水工事に着手する状態で、完了したのは 11 月 30 日のことでした。

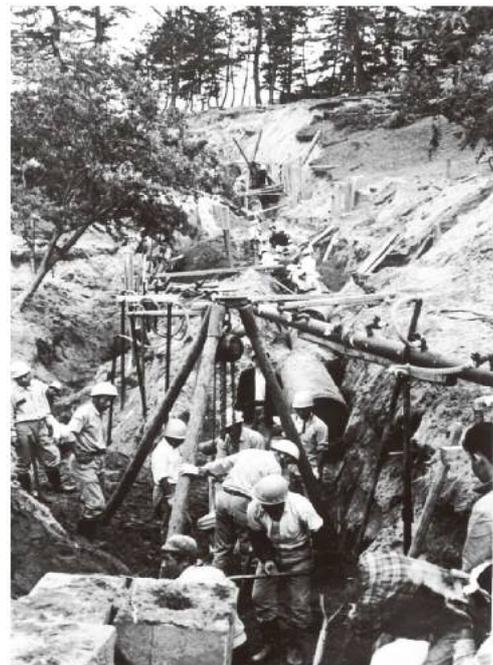
恒久復旧は、地震の教訓を基に将来計画を考慮した、改良復旧とする方針を立てました。工事は昭和 41（1966）年 3 月に完了し、配水ブロックシステムを採用するなど、今日の管路整備構想の礎が築かれました。



●昭和大橋の落橋



●配水管地区別被害率図



●青山浄水所入口付近の導水管復旧

発展 第4回拡張事業、市民皆水道へ

昭和38（1963）年～昭和58（1983）年

昭和38（1963）年、新潟地区の新産業都市計画が閣議決定され、商工業が活性化し、市勢は目覚ましい進展を遂げました。水道もこれに対応した長期的展望に立った計画が必要となり、施設能力をそれまでの10万 m^3 /日から3倍の30万 m^3 /日に増強する、第4回拡張事業に着手しました。

工事は、新潟地震で一時中断しましたが、復旧後に再開します。同時期に、県から鳥屋野潟一帯の治水事業として、親松に排水機場を建設する計画の発表がありました。水道局では、急きょ取水地点を潟水放流地点より上流に、信濃川取水場として移転することを決め、昭和44（1969）年に移転工事を完了しました。青山浄水場拡張工事は、47（1972）年6月に完了し、遠方監視制御システムと15万 m^3 /日の能力が備わりました。

阿賀野川浄水場建設工事では、昭和49（1974）年の第1期工事完了で通水を開始し、同52（1977）年の第2期工事完了で7万 m^3 /日の能力が備わりました。翌53（1978）年、15年間の長期にわたって進めてきた第4回拡張事業はすべてを完了しました。

簡易水道の水量不足や水質悪化が問題となっていた松浜、濁川など北部地区は、昭和51（1976）年完了の北部水道事業で対応。島見町、白勢町など南浜地区は、同57（1982）年完了の南浜地区拡張事業で対応しました。これで、普及率はほぼ100%になりました。

昭和50年代、安定経済成長下の水道は、給水量の伸びも穏やかになり、量の確保から質の向上の時代へと移行していきます。その中で、いち早く昭和54（1979）年に最新検査機器を備えた水質管理センターを建設し、水質管理体制の強化を図りました。



●昭和43（1968）年完成の本局庁舎（関屋浄水場構内）



●水質管理センター（青山浄水場構内）

安定 第5回拡張事業と信濃川浄水場建設事業

昭和 60（1985）年～平成 17（2005）年

昭和 60 年代に入っても、本市の一般家庭の水需要は着実な伸びを示していました。このままでは、平成 7 年度には 3 万 m³/日の水不足が予想されたため、これを補うべく第 5 回拡張事業を計画しました。昭和 63（1988）年に事業認可を得て、同年に工事着手。平成 3（1991）年に竹尾配水場が通水し、翌年 3 月に阿賀野川浄水場増補改良工事が完了しました。

平成 4（1992）年、厚生省は水質基準の大幅な見直しを行います。本市は 85 の検査項目すべてを自己検査できるよう態勢を整えました。ほかにも、施設の耐震化や配水管整備、漏水防止などにも積極的・継続的に取り組みました。

水需要は平成 8 年度をピークに減少傾向に転じ、財政運営が厳しさを増していく中で、昭和 30～40 年代に建設された施設の更新時期を迎えることになりました。昭和 32（1957）年に通水した鳥屋野浄水場は、老朽化が著しく、敷地の狭さから抜本的更新が不可能であることから、新たに用地を購入して移転することにしました。設計にあたっては、単に代替施設と捉えるだけでなく、21 世紀を担う基幹浄水場と位置づけ、安全な水の安定供給はもとより、自然エネルギーの利用をはじめとする環境への配慮、維持管理コストの低減などを基本理念としました。平成 12（2000）年に工事着手、名称を信濃川浄水場として平成 17（2005）年に完成しました。



●阿賀野川浄水場では、沈でん池・ろ過池を増設したほか天日乾燥床を採用



●信濃川浄水場



●信濃川浄水場沈でん池に設置した太陽光発電パネル

拡大 市町村合併と浄配水施設の統廃合

平成 13 (2001) 年～平成 27 (2015) 年

本市は平成 13 (2001) 年 1 月に黒埼町と合併、平成 17 (2005) 年の 3 月には新津市・白根市・豊栄市・小須戸町・横越町・亀田町・岩室村・西川町・味方村・潟東村・月潟村・中之口村の 12 市町村と合併し、さらに 10 月に巻町と合併しました。

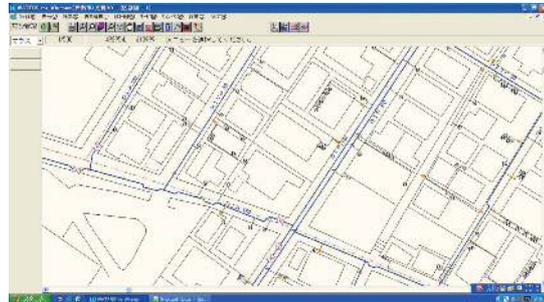
本市水道は、事業統合で給水人口 81 万人に達し、本州日本海側最大規模の水道となりました。

浄配水場施設は旧市町村の水道施設をそのまま引き継いだことで、平成 17 (2005) 年 10 月時点で、浄水場が 3 カ所から 13 カ所に、配水場が 4 カ所から 17 カ所にそれぞれ増えました。

この中には、設備の老朽化が進んでいる施設や、施設能力が 1 万 m³/日以下の小規模な施設もあり、維持管理費の増加も懸念されました。

広域化によるスケールメリットを最大限に発揮するためには、各施設の老朽度や施設規模、立地条件などの多角的な視点から施設再編を実施し、将来の水需要の動向に対応して、施設規模の効率化を図り、ダウンサイジングを前提とした浄配水施設の再編を行って、経営の効率化を図っていかねばなりません。

本市の水需要が節水器具の普及や節水意識の浸透のほか、生活様式の変化、人口減少などにより平成 17 (2005) 年度をピークに減少を続ける中で、平成 19 (2007) 年 3 月には新潟市水道事業中長期経営計画（マスタープラン）を策定し、その実施計画に沿って浄・配水施設の適正化（統廃合）を進めました。その結果、平成 27 (2015) 年 3 月時点までに、浄水場は 6 カ所に、配水場は 13 カ所となりました。



●水道管路施設情報 GIS システム(平成 14(2002)年 4 月稼働)



●水道局の総合電話受付窓口として平成 21 (2009) 年に開設したお客さまコールセンター



●平成 22 (2010) 年 3 月にしゅん工、同年 5 月に開所式を行った水道技術研修センター

持続 現在の新潟市水道

平成 23（2011）年～令和 2（2020）年

頻発する災害に備えて

新潟県内で平成 16（2004）年 10 月に発生した中越地震や、平成 19（2007）年 7 月の中越沖地震の他、日本各地で大規模な災害が頻発する中、平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災はマグニチュード 9.0 を記録し、世界規模で見ても観測史上最大級の地震であり、上水道においては 3 月 13 日時点で 14 県約 140 万戸が断水の状況となりました。

本市では、震災直後（3 月 11 日）に先遣隊と給水車が出発したのを皮切りに、調査・応急給水・応急復旧計画・漏水調査・漏水修繕を目的に宮城県内の複数の都市に分散し、従事しました。

その後も、平成 23（2011）年 3 月に長野県北部地震、同年 7 月の新潟・福島豪雨、平成 28（2016）年の熊本地震といった大規模な災害が国内で発生し、その度に災害応援活動を実施しました。

平成 30（2018）年 1 月には北陸地方を記録的な大寒波が襲い、新潟市では水道管の凍結・破裂が多数発生したことにより、各浄水場の供給能力を上回る配水量を記録したため、配水池の貯水量は危機的な状況となり、やむなく 1 月 29 日と 30 日の両日、一部地域で、時間を定めて計画断水を実施しました。

こうした災害の発生状況を踏まえ、本市ではお客様の暮らしを支えるライフラインとして、事故や災害発生時においても施設被害を最小限に抑えるよう、水道施設の耐震化とともに、大ブロック間における連絡管整備を推進するなど、より一層の安定供給の確保に取り組んでいます。

また、万一の被災時においても必要な水道水をお届けできるよう、応急給水体制の充実や都市間協定を締結して災害時の相互応援体制を確立するなど、災害に強い水道システムの構築を目指しています。



●東日本大震災に伴う仙台市内での応急給水活動



●平成 30（2018）年 1 月の寒波に伴う電話の集中受付



●平成 29（2017）年 11 月に実施した、さいたま市との合同防災訓練の様子

日本海タワー営業終了

日本海タワーは昭和 45（1970）年 8 月、水道に対する知識の普及を主な目的として、南山配水場の建物の屋上部分に増築する形で建設されました。展望フロアは海拔 57 メートルに位置し、約 30 分で 1 周する回転式の床がはめ込まれていることから、来館者はゆっくりと移り変わる風景を楽しむことができました。

開館当初の来館者は年間 10 万人を超えていましたが、他の高層建築物の開業により年々減少し、平成 23（2011）年度以降は 2 万人を下回ったため、運営法人が継続を断念しました。その後、本市が管理を引き継ぎましたが、運営継続には多額の改修費が必要であったため、平成 26（2014）年 6 月末をもってタワーの運営を終了しました。

新・新潟市水道事業中長期経営計画 （新・マスタープラン）の策定

平成 19（2007）年 3 月に策定した新潟市水道事業中長期経営計画（マスタープラン）の計画期間終了にあたり、引き続き戦略的な事業展開を図るため、先の計画を継承する「新・新潟市水道事業中長期経営計画（新・マスタープラン）」を、平成 27 年 3 月に策定しました。

「新・新潟市水道事業中長期経営計画（新・マスタープラン）」では、先の計画における基本的な考え方を継承しつつ、新たに「安全」「強靱」「持続」の 3 つを目指す方向性として掲げ、それらを実現するために、「水質管理の充実・強化」、「災害対策・体制の強化」、「経営基盤の強化」といった 8 つの施策を定めました。施策等の実施にあたっては、具体的な事業・取り組み内容などを定めた「実施計画」を策定し、環境の変化等を踏まえ、適宜見直しを行いながら計画的かつ効率的に事業を行っています。



●昭和 42（1967）年にビル式配水池に生まれ変わった南山配水場。屋上の回転式展望台（日本海タワー）は昭和 45（1970）年完成。



●新・新潟市水道事業中長期経営計画（新・マスタープラン）

水道 GLP の更新

GLP (Good Laboratory Practice) は、日本語では優良試験所規範と訳され、水道 GLP には、水質検査の信頼性を確保するための様々な規則が定められています。

公益社団法人日本水道協会により平成 17 (2005) 年から開始された当該制度において、本市は翌平成 18 (2006) 年に取得。全国で 7 番目の取得となりました。その後、平成 22 (2010) 年、平成 26 (2014) 年の認定の更新に続き、平成 30 (2018) 年 4 月には 3 度目の更新認定が行われました。

水道 GLP の更新審査は、現地審査に加え、書類審査も実施されます。書類審査では、現地審査での指摘事項への対応や、規程を始めとした関連文書の細部に至るまで非常に厳しい審査が実施されます。

本市では、今後も安全でおいしい水道水の供給ができるよう、水質管理の充実および強化に一層取り組んでいきます。

持続的な水道事業運営に向けて

水需要の減少により、本市水道事業の経営環境が厳しさを増していく中で、将来にわたり、お客さまに安全な水道水を安定して供給するためには、経営環境の変化に対応した事業の見直しを常に行い、経営の効率化と財政基盤の強化に努める必要があります。

本市でもこれまでに経営基盤の強化に向けた様々な取り組みを行ってきました。

業務の効率化を図るために、平成 29 (2017) 年 4 月からは水道料金の収納業務委託を開始したほか、安定給水を維持しつつ、次世代へ健全で強靱な水道を引き継いでいくために、今後 40 年先を見据えた「新潟市水道施設整備長期構想 2020」を策定しました。ここでは、水需要や更新需要の長期

的な見直しに対し、施設規模の適正化、継続的な施設更新、自然災害への対策といった視点から、施設整備に関する今後の対応方針や水道施設の将来像を示しています。

また、お客さまのニーズに合わせた事業運営の一環として、令和 2 (2020) 年 10 月からはスマートフォンを使用した、水道料金のキャッシュレス支払いが可能となりました。

本市は、今後も時代や環境の変化に対応した事業や取り組みを着実に実行していくことで、基本理念である「すべてのお客さまに信頼される水道」の実現を目指していきます。



●水道 GLP (水道水質検査優良試験所規範) 認定証 (平成 18 [2006] 年、全国で 7 番目に取得)



●スマートフォンを使用した水道料金の収納

年表

年 (西暦)	月	
明治27年 (1894)	7	内務省技師バルトンが水道布設調査(7.12~7.21)
明治33年 (1900)	6	上水道布設調査委員会設置
明治34年 (1901)	10	内務省技師十田鉄雄、県技師加藤亨之吉に水道布設調査・設計を委託
明治39年 (1906)	6	国に水道布設認可と国庫補助を申請、県にも補助を申請
明治40年 (1907)	6	横浜市技師三田善太郎が土木工事事務嘱託として着任、翌年1月工事長に任命される
明治41年 (1908)	12	国から水道布設の認可が下り、国と県の補助も決まる
明治41年 (1908)	1	水道部を設置
明治43年 (1910)	6	「新潟市水道給水規則」制定
大正2年 (1913)	10	水道創設工事完成、通水開始 (10.1通水式、給水戸数2,126戸、給水普及率17.41%)
大正2年 (1913)	5	「新潟市水道使用条例」施行(「新潟市水道給水規則」廃止)
大正10年 (1921)	7	料金改定(放任給水制廃止、全戸計量制・基本料金制採用)
大正11年 (1923)	4	水道拡張調査会設置
大正12年 (1923)	5	沼垂地区で応急特別共用栓給水を開始
昭和3年 (1928)	3	第1回拡張事業認可(7月工事着手)
昭和3年 (1928)	5	料金改定
昭和6年 (1932)	10	東新潟各戸給水開始
昭和6年 (1932)	11	第1回拡張事業完了
昭和7年 (1932)	7	通年の塩素消毒を開始
昭和8年 (1933)	6	市役所水道課から火災発生、庁舎消失
昭和10年 (1935)	4	料金改定、基本水量制を採用、特別会計に移行
昭和10年 (1935)	4	特別会計に移行
昭和11年 (1936)	4	常時塩素消毒を開始
昭和15年 (1940)	—	日本軽金属新潟工場(鳥屋野村)に給水
昭和20年 (1946)	10	料金改定
昭和21年 (1946)	4	料金改定
昭和22年 (1947)	4	料金改定
昭和23年 (1948)	—	給水制限を実施
昭和23年 (1948)	1	料金改定
昭和23年 (1948)	7	料金改定
昭和23年 (1948)	7	量水器使用料を新たに徴収
昭和23年 (1948)	7	第2回拡張事業認可、工事着手
昭和23年 (1948)	10	料金改定
昭和24年 (1949)	7	料金改定
昭和26年 (1951)	3	第2回拡張事業完了
昭和26年 (1951)	4	料金改定
昭和27年 (1952)	3	水道課が川岸町の独立庁舎へ移転
昭和27年 (1952)	4	料金改定
昭和27年 (1952)	8	地方公営企業法公布
昭和27年 (1952)	10	水道局発足(3課1室)
昭和28年 (1953)	1	企業会計に移行
昭和29年 (1954)	4	料金改定(地方公営企業法適用後初)
昭和30年 (1955)	7	第3回拡張事業認可、工事着手
昭和31年 (1956)	4	料金改定
昭和31年 (1956)	4	指定工事店(公認業者)制度採用
昭和32年 (1957)	6	水道法公布
昭和32年 (1957)	7	鳥屋野浄水所一部通水(東新潟地区の水不足も一部解消)
昭和33年 (1958)	9	水道使用条例廃止、新潟市給水条例施行
昭和38年 (1963)	2	第4回拡張事業認可(4月工事着手)
昭和38年 (1963)	3	第3回拡張事業完了
昭和38年 (1963)	10	料金改定(量水器)
昭和39年 (1964)	3	青山浄水所増補改良事業完了
昭和39年 (1964)	6	新潟地震、全市断水
昭和39年 (1964)	11	各戸給水による応急復旧完了

年 (西暦)	月	
昭和40年 (1965)	—	隔月検針・隔月徴収の実施
昭和41年 (1966)	3	新潟地震被災者恒久復旧事業完了
昭和42年 (1967)	3	4枝鳥屋野浄水場工事完了
昭和42年 (1967)	6	料金業務電算化
昭和42年 (1967)	4	料金改定
昭和43年 (1968)	5	信濃川取水場一部完成(鳥屋野浄水場向け)
昭和43年 (1968)	5	4枝南山配水場工事完了
昭和43年 (1968)	8	関屋新庁舎完成
昭和44年 (1969)	3	東営業所庁舎完成(蒲原町)、4月業務開始
昭和44年 (1969)	3	北部水道事業認可(4月工事着手)
昭和44年 (1969)	7	信濃川取水場工事完了
昭和45年 (1970)	3	4枝青山浄水場1期工事完了(寺地取水場、関屋浄水場廃止)
昭和45年 (1970)	7	財団法人新潟水道サービス設立(7.22設立認可)
昭和45年 (1970)	8	新潟市水道創設60周年記念式典・日本海タワー・しゅん工式挙
昭和45年 (1970)	8	信濃川水系水質保全連絡協議会設立
昭和45年 (1970)	10	阿賀野川水系水質保全連絡協議会設立
昭和46年 (1972)	4	北部水道一部通水開始
昭和46年 (1972)	8	業務・技術の2部制に移行(次長制廃止)
昭和46年 (1972)	9	青山水道遊園閉園
昭和47年 (1973)	6	4枝青山浄水場2期工事完了
昭和47年 (1973)	10	北部水道事業完了
昭和48年 (1973)	8	信濃川濁水、塩水遡上
昭和48年 (1973)	9	料金改定(通増制、加入金導入)
昭和48年 (1973)	10	北部水道第1回拡張事業認可
昭和49年 (1974)	3	北部水道第1回拡張事業完了
昭和49年 (1974)	7	阿賀野川浄水場第1期工事完了、通水
昭和50年 (1975)	3	北部水道第2回拡張事業認可
昭和51年 (1976)	3	北部水道第2回拡張事業完了
昭和51年 (1976)	5	料金改定(用途別料金体系から口径別料金体系に移行)
昭和52年 (1977)	1	集金間廃止(口座制、納付制へ)
昭和52年 (1977)	11	阿賀野川浄水場完成
昭和53年 (1978)	3	第4回拡張事業完了
昭和53年 (1978)	8	阿賀野川濁水、塩水遡上
昭和54年 (1979)	10	水質管理センター完成
昭和54年 (1979)	11	南浜地区拡張事業工事着手
昭和55年 (1980)	4	料金徴収業務にコンピュータ導入
昭和55年 (1980)	10	新潟市水道創設70周年記念式典挙
昭和56年 (1981)	4	南浜地区に給水開始
昭和57年 (1982)	3	新潟市水道事業変更認可(黒埼町北場の一部を給水区域に編入)
昭和57年 (1982)	3	南浜地区拡張事業完了、これを機に新潟市水道事業と北部水道事業を統合
昭和57年 (1982)	4	料金改定(口径13・16mm基本水量廃止)
昭和58年 (1983)	4	下水道使用料同時徴収開始
昭和58年 (1983)	11	東庁舎完成(紫竹山)
昭和59年 (1984)	2	異常寒波で水道管破裂事故多発
昭和60年 (1985)	2	ハルビン市と上水道技術交流の実施合意
昭和60年 (1985)	2	新田地区拡張事業工事着手
昭和61年 (1986)	3	新田地区拡張事業完了、給水開始
昭和63年 (1988)	4	料金改定
昭和63年 (1988)	7	第5回拡張事業認可(9月工事着手)
昭和64年 平成1年 (1989)	3	青山浄水場施設改良事業(第1期)完了
平成2年 (1990)	9	新潟市水道創設80周年記念式典挙
平成3年 (1991)	3	竹尾配水場一部通水
平成3年 (1991)	9	水道料金及び加入金への消費税転嫁
平成3年 (1991)	3	第5回拡張事業完了
平成4年 (1992)	3	青山浄水場施設改良事業(第2期)完了
平成4年 (1992)	4	料金改定(改定率19.48%)
平成4年 (1992)	4	石綿セメント管更新事業着手(10カ年計画)
平成4年 (1992)	5	配水管幹線整備事業着手
平成5年 (1993)	3	内野配水場施設改良事業完了
平成5年 (1993)	12	検針業務と中止清算業務にハンディターミナルを導入
平成6年 (1995)	4	企業会計システム稼働
平成6年 (1995)	4	信濃川・阿賀野川両水系水質協議会設立
平成6年 (1995)	8	初の新潟市水道局濁水対策本部設置
平成7年 (1995)	1	阪神・淡路大震災、芦屋市へ災害応援隊を派遣
平成7年 (1995)	6	3階直結給水全面導入
平成7年 (1995)	11	支給材料制を廃止、請負制に全面移行
平成10年 (1998)	4	料金改定(改定率16.26%)

年表

年 (西暦)	月	
平成11年 (1999)	3	青山浄水場施設改良事業(第3期)完了
平成12年 (2000)	7	信濃川浄水場建設事業着手
	10	新潟市水道創設90周年記念式典挙行
平成13年 (2001)	1	黒崎町と合併、水道事業、ガス事業を引き継ぐ
	4	料金改定(改定率9.92%)
	10	直結増圧給水導入
平成14年 (2002)	3	黒崎浄水場廃止(3.1稼働停止、3.6閉場式)
	4	水道管路施設情報GISシステム稼働
平成15年 (2003)	4	設計積算CADシステム稼働
	4	GISシステムに給水台帳ファイリングシステム導入
	8	太郎代地区拡張工事完了、給水開始
平成16年 (2004)	10	中越地震により施設被害を受けた長岡市、小千谷市、川口町、吾坂町で災害応援活動
平成17年 (2005)	3	新潟市と新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、湯東村、月潟村、中之口村が合併、水道事業統合
	4	黒崎地区ガス事業を北陸ガス株に譲渡
	4	中越沖地震の災害復興支援として職員を派遣
	10	信濃川浄水場通水
	10	新潟市と巻町が合併、水道事業統合
	10	鳥屋野浄水場廃止
平成18年 (2006)	4	水道水質検査優良試験所規範(水道GLP)の認定取得
平成19年 (2007)	3	新潟市水道事業中長期経営計画(マスタープラン)策定 政令指定都市へ移行、事業所・営業所統廃合(2事業所・2営業所体制へ)
	4	フリーダイヤル導入
	7	中越沖地震による災害応援活動を実施(柏崎市)
平成20年 (2008)	2	亀田浄水場廃止(2.14稼働停止、3.21閉場式)
	3	長戸呂浄水場廃止(3.13稼働停止、3.21閉場式)
	4	水道モニター制度開始
平成21年 (2009)	7	水道料金測定取納システムを全面更新
	10	水道局お客さまコールセンター開設
	12	隔月検針・毎月徴収導入
平成22年 (2010)	2	小須戸浄水場廃止
	3	新潟市水道事業中長期経営計画(マスタープラン)後期実施計画を策定
	3	満願寺浄水場施設改良事業完了
	4	水道GLPを更新(1回目)
	5	水道技術研修センター完成(5.18開所式)
	10	水道創設100周年記念式典挙行
平成23年 (2011)	3	水道料金のゆうちょ銀行・郵便局窓口での取納取扱い開始
	3	東日本大震災、宮城県内への災害応援活動を実施
	3	長野県北部地震、先遣調査隊を派遣したほか、キャンパス水槽の運搬および設置、水質検査を実施
	4	水道事業経営審議会設置
	7	新潟・福島豪雨の災害応援活動を実施
	11	岩室浄水場廃止
平成25年 (2013)	3	月潟浄水場廃止
	4	組織改正(2部体制から3部体制へ)
	4	水道技術研修センターを水道研修センターへと名称変更
平成26年 (2014)	4	水道GLPを更新(2回目)
	6	日本海タワー運営終了
	11	長野県神城断層地震の災害応援活動を実施
平成27年 (2015)	1	西川浄水場廃止
	3	新・新潟市水道事業中長期経営計画(新・マスタープラン)策定
	3	新・新潟市水道事業中長期経営計画(新・マスタープラン)前期実施計画策定
	3	中之口・湯東浄水場廃止
	3	青山浄水場施設整備事業完了
平成28年 (2016)	4	熊本地震の災害応援活動を実施
平成29年 (2017)	4	水道料金取納業務委託開始
平成30年 (2018)	1	寒波による水道管の凍結・破裂が相次ぐ
	3	新・新潟市水道事業中長期経営計画(新・マスタープラン)中期実施計画策定
	4	水道GLPを更新(3回目)
	7	信濃川・阿賀野川で塩水遡上
平成31年 令和1年 (2019)	6	山形県沖地震、先遣調査隊を派遣
	8	阿賀野川で塩水遡上
	10	台風19号、いわき市への災害応援活動を実施
令和2年 (2020)	3	阿賀野川浄水場施設整備事業完了
	10	スマートフォンを使用した水道料金の収納が可能となる
	10	新潟市水道施設整備長期構想2020策定
令和3年 (2021)	3	新・新潟市水道事業中長期経営計画(新・マスタープラン)後期実施計画策定

歴代水道課長

歴代	氏名	在職期間
1代	清水 新吉	明治43年11月1日 ~ 昭和9年6月
2代	入野 勝	昭和9年6月 ~ 昭和15年6月
3代	高橋 平治郎	昭和15年6月 ~ 昭和15年10月
4代	神谷 儀明	昭和15年10月 ~ 昭和27年9月

歴代水道局長・管理者

歴代	氏名	在職期間
1代	神谷 儀明	昭和27年10月1日 ~ 昭和30年10月31日
2代	五十嵐 真作	昭和30年11月1日 ~ 昭和34年9月30日
3代	川上 収治	昭和34年10月1日 ~ 昭和36年10月31日
4代	吉川 勇	昭和36年11月1日 ~ 昭和38年9月1日
5代	金子 善生	昭和38年9月2日 ~ 昭和41年3月31日
6代	児玉 賢雄	昭和41年4月1日 ~ 昭和46年10月10日
7代	高橋 英雄	昭和46年10月11日 ~ 昭和49年3月18日
8代	若杉 元喜	昭和49年4月1日 ~ 昭和52年3月17日
9代	水野 幸作	昭和52年4月1日 ~ 昭和56年3月31日
10代	大西 弘	昭和56年4月1日 ~ 昭和58年2月24日
11代	野口 孝平	昭和58年4月1日 ~ 昭和62年3月31日
12代	大和 正通	昭和62年4月1日 ~ 平成3年3月31日
13代	福田 七郎	平成3年4月1日 ~ 平成7年3月31日
14代	浅岡 忠夫	平成7年4月1日 ~ 平成11年3月31日
15代	斎藤 賢一郎	平成11年4月1日 ~ 平成14年12月31日
16代	長谷川 守	平成15年1月1日 ~ 平成19年3月31日
17代	宮原 源治	平成19年4月1日 ~ 平成23年3月31日
18代	元井 悦朗	平成23年4月1日 ~ 平成27年3月31日
19代	井浦 正弘	平成27年4月1日 ~ 平成31年3月31日
20代	佐藤 隆司	平成31年4月1日 ~

※地方公営企業法の改正により昭和42年1月から

「局長」は「管理者」となる。

